

水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について
(要旨)

以下の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

アラブ首長国連邦

- 1 アラブ首長国連邦からのすべての入国者及び帰国者については、令和4年1月7日午前0時から検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。

【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の76か国・地域です。なお、水際対策強化に係る新たな措置（21）（令和3年12月3日）及び水際対策強化に係る新たな措置（22）（令和3年12月9日）を踏まえ、ウクライナ、ウズベキスタン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、フィリピン、ベネズエラ、モロッコ、モンゴルからの入国者及び帰国者については、検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）での待機は求められず、入国後14日間の自宅待機が求められます。

- （1）検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機、入国後3日目、6日目及び10日目の検査が求められ、再入国原則拒否の対象となる国・地域

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

- （2）検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機、入国後3日目及び6日目の検査が求められる国・地域

イタリア、英国、オランダ、韓国、ケニア、スウェーデン、タンザニア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ノルウェー、フランス、米国（イリノイ州、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ハワイ州、フロリダ州、マサチューセッツ州）、ベネズエラ、ポルトガル

- （3）検査所長の指定する場所（検査所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機、入国後3日目の検査が求められる国・地域

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イスラエル、インド（カルナータカ州、ケララ州、マハーラーシュトラ州、ラジャスタン州）、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア（クイーンズランド州、首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、北部準州）、オーストラリア、ガーナ、カナダ全土、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コスタリカ、コロンビア、ジョージア、スイス、スペイン、スリナム、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ネパール、ハイチ、

パキスタン、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル（サンパウロ州）、仏領レユニオン島、米国全土（6日間待機等が求められる州を除く）、ペルー、ベルギー、ポーランド、マルタ、モロッコ、モンゴル、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、レバノン、ロシア全土
（以上）

令和 3 年 9 月 17 日

最終改訂 令和 3 年 11 月 26 日

水際対策強化に係る新たな措置（１７）に基づく
水際対策上特に対応すべき変異株の指定について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和 3 年 9 月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に対応すべき変異株は以下のとおりです。

措置（１７）に基づく、水際対策上特に対応すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株） P. 1 系統の変異株（ガンマ株） C. 37 系統の変異株（ラムダ株） B. 1. 621 系統の変異株（ミュー株）	令和 3 年 9 月 17 日	
B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株） B. 1. 525 系統の変異株（イータ株） B. 1. 526 系統の変異株（イオタ株） B. 1. 617. 1 系統の変異株（カップパ株）	令和 3 年 9 月 17 日	令和 3 年 9 月 27 日
B. 1. 1. 529 系統の変異株（オミクロン株）	令和 3 年 11 月 26 日	

（以上）

令和 3 年 9 月 17 日

最終改訂 令和 4 年 1 月 4 日

水際対策強化に係る新たな措置（１７）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和 3 年 9 月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

１．宿泊施設にて 10 日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（１７）の 1.（１）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間）
エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、レソト	令和 3 年 11 月 30 日	エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソトについては、令和 3 年 11 月 27 日午前 0 時。ザンビア、マラウイについては、令和 3 年 11 月 28 日午前 0 時。	令和 3 年 12 月 2 日午前 0 時
アンゴラ、モザンビーク	令和 3 年 12 月 1 日	モザンビークについては、令和 3 年 11 月 28 日午前 0 時。アンゴラについては、令和 3 年 11 月 30 日午前 0 時。	令和 3 年 12 月 2 日午前 0 時

コンゴ民主共和国	令和3年12月10日	令和3年12月13日 午前0時	令和3年12月12日 午前0時
----------	------------	--------------------	--------------------

2. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（1）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）

3. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（2）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時 （日本時間）

4. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（2）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）
ベネズエラ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
イタリア、英国、オランダ	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時
韓国、スウェーデン、ドイツ、ポルトガル	令和3年12月1日	令和3年12月3日午前0時
デンマーク	令和3年12月10日	令和3年12月13日午前0時
ノルウェー	令和3年12月13日	令和3年12月16日午前0時
米国（ニューヨーク州、ハワイ州）	令和3年12月17日	令和3年12月20日午前0時
フランス	令和3年12月21日	令和3年12月24日午前0時
米国（イリノイ州、マサチューセッツ州）	令和3年12月23日	令和3年12月26日午前0時
ケニア、タンザニア、ナイジェリア	令和3年12月24日	令和3年12月27日午前0時
米国（カリフォルニア州、テキサス州、フロリダ州）	令和3年12月27日	令和3年12月30日午前0時

5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（3）に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）
エクアドル、コロンビア、ドミニ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時

カ共和国、ハイチ		
オーストリア、チェコ、ベルギー	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時
スペイン	令和3年11月30日	令和3年12月2日午前0時
スイス、ブラジル（サンパウロ州）、仏領レユニオン島	令和3年12月1日	令和3年12月3日午前0時
アイルランド、ガーナ	令和3年12月2日	令和3年12月4日午前0時
インド（カルナータカ州）、ギリシャ	令和3年12月3日	令和3年12月5日午前0時
インド（マハーラーシュトラ州）、オーストラリア（首都特別地域）	令和3年12月6日	令和3年12月8日午前0時
クロアチア	令和3年12月7日	令和3年12月9日午前0時
アイスランド、インド（ラジャスタン州）	令和3年12月9日	令和3年12月12日午前0時
チリ	令和3年12月10日	令和3年12月13日午前0時
キプロス、パキスタン、フィンランド	令和3年12月13日	令和3年12月16日午前0時
エストニア	令和3年12月14日	令和3年12月17日午前0時
インド（ケララ州）、スロベニア、レバノン	令和3年12月16日	令和3年12月19日午前0時
アルゼンチン、オーストラリア（クイーンズランド州、ビクトリア州）、ペルー	令和3年12月20日	令和3年12月23日午前0時
イスラエル、エジプト、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州、北部準州）、ハンガリー	令和3年12月21日	令和3年12月24日午前0時
スロバキア、米国全土（6日間待機等が求められる州を除く）、リトアニア、ロシア全土	令和3年12月22日	令和3年12月25日午前0時
ジョージア、トリニダード・トバゴ、ポーランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク	令和3年12月23日	令和3年12月26日午前0時
カナダ全土、マルタ	令和3年12月24日	令和3年12月27日午前0時
<u>アラブ首長国連邦</u>	令和4年1月4日	令和4年1月7日午前0時

6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域（措置（17）の2. に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）
ウクライナ、ウズベキスタン、コスタリカ、スリナム、トルコ、ネパール、フィリピン、モロッコ、モンゴル	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（１７）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和３年９月１７日

１．水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での１０日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び１０日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

２．水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１．に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注１) 上記に基づく措置は、令和３年９月２０日午前０時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和３年９月２０日午前０時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注２) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添１の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）の別添１の書式は廃止する。
- (注３) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添２の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）の別添の書式は廃止する。
- (注４) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前１４日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注５) 上記に基づいて、令和３年９月１８日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の２日後の日の午前０時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の２日後の日の午前０時から実施する。
- (注６) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の２日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)